

令和5年11月24日
長野県司法書士会

事業報告書

第1 相談会名

司法書士による「相続・遺言・成年後見無料相談会」 in 麻績村

第2 開催日時

令和5年8月25日（金）午後1時30分～午後4時30分

第3 開催方式及び会場

- 1 会 場 麻績村役場
- 2 実施形態 完全予約制
- 3 相談時間 30分

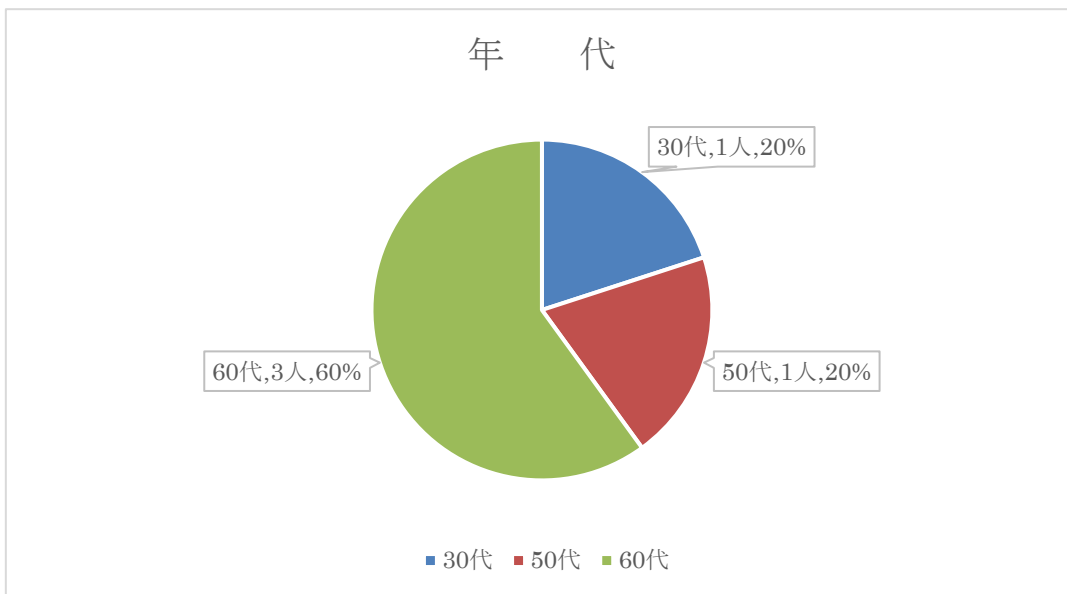
第4 開催趣旨

長野県司法書士会では、電話による相談（平日毎日）及びWebによる相談（毎週木曜日）のほか、定期的に県内各地において面談相談会を開催していますが、司法書士がいない地域又は最寄りの司法書士事務所まで30分を超える移動を要する地域（特に山間地）の方への法的サービスとして、出張無料相談会も開催しており、本年度は東筑摩郡麻績村にて実施することとしました。実施にあたっては、近年、相続に関連した相談会において、成年後見制度に関する相談も多く寄せられていることから、成年後見に取り組んでいる司法書士の団体である公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部との共催で開催しました。

第5 相談件数 5件

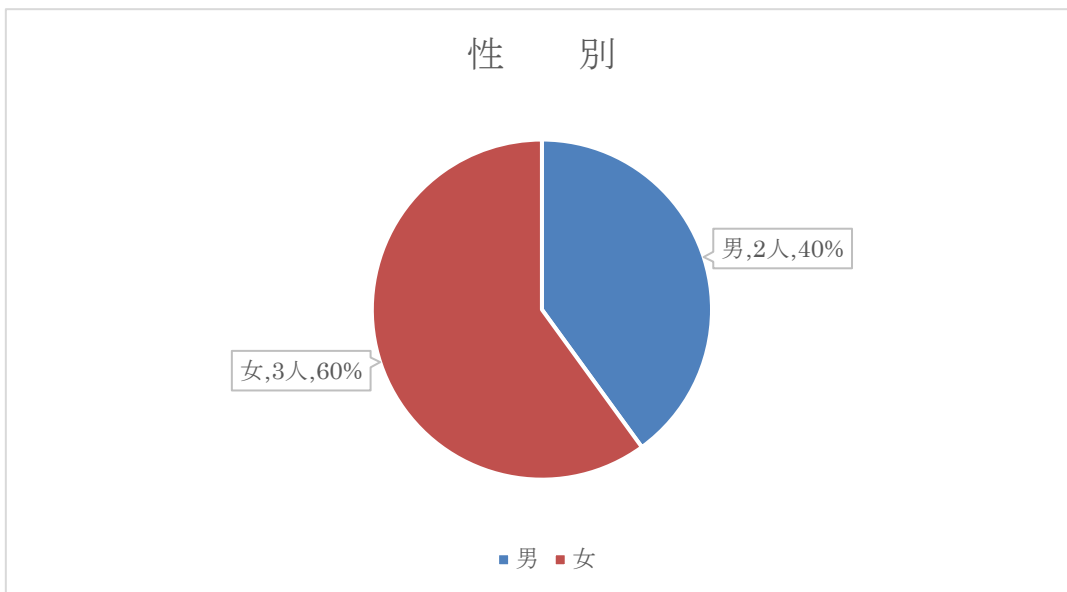
(1) 年代

30代 1人 50代 1人 60代 3人



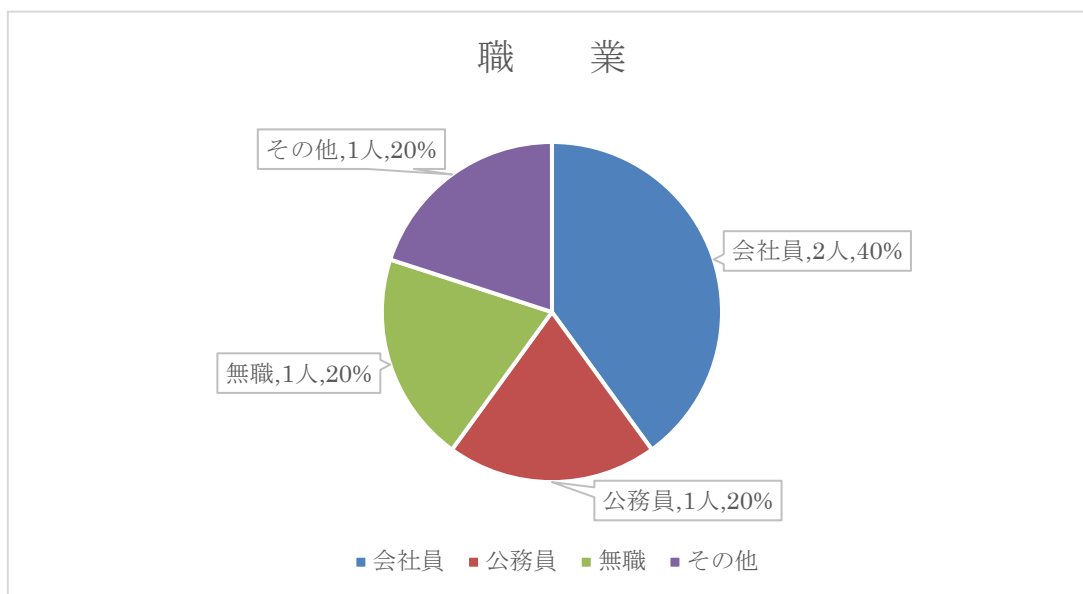
(2) 性別

男性 2人 女性 3人



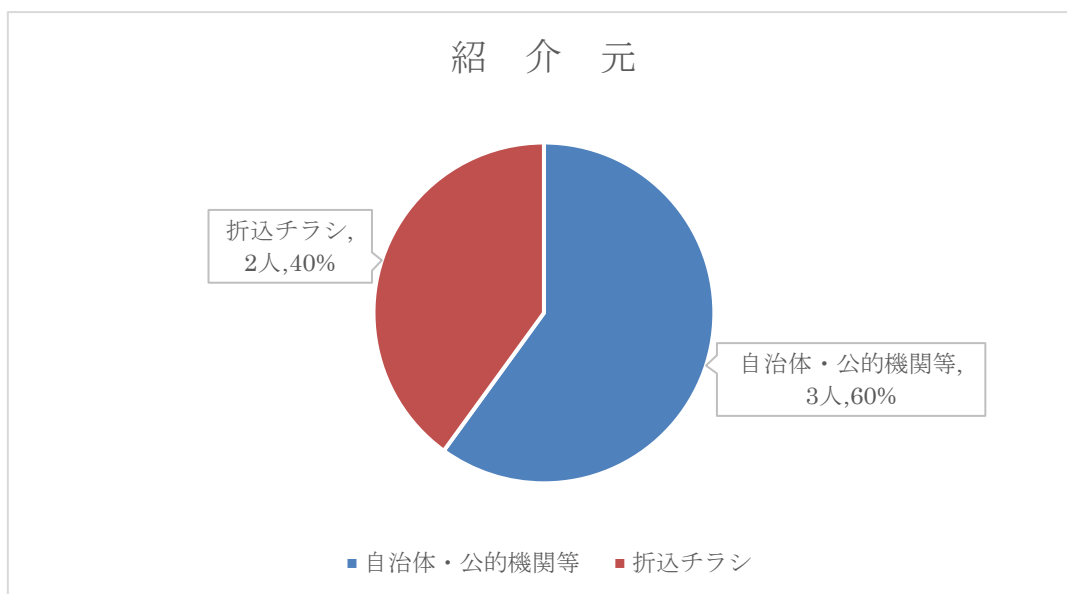
(3) 職業

会社員 2人 公務員 1人 無職 1人 その他 1人



(4) 紹介元

自治体・公的機関等 3人 折込チラシ 2人



第6 主な相談内容

- ・相続人が多く、ほとんど面識がないがどうしたらよいか。
- ・相続登記について知りたい。
- ・数代前の方の相続があり、どのようにしたらよいか。

第7 実施した感想・コメント・今後の対応

相談会を開催した麻績村は、人口2,481人（令和5年11月1日現在）の村です。麻績村に事務所を構える司法書士は1人もおりませんので、同村を開催地として選定させていただきました。

開催にあたっては、麻績村役場の会議室をお借りし、広報については、当会で作成したチラシを全戸配布していただいたり、村の無線放送に流していただいたりと、麻績村には全面的にご協力をいただきました。あらためて御礼申し上げます。

さて、相談件数ですが、12の相談枠設けていたところ5件の予約と、件数は伸び悩み、効果的な開催方法や広報など課題が残る結果とはなりましたが、相談者数が少ない分、相談時間には余裕があり、来場された相談者の方一人一人の相談にしっかりと時間をかけて対応することも出来ました。

寄せられた相談内容は、前記第6のとおりですが、相続登記をしないまま長期間経過してしまい、どのように手続きを行ったらよいかといった相談が多かった印象があり、令和6年4月1日から施行される相続登記申請の義務化について関心が高まっていることの表れではないかと感じました。

前述の通り、相続登記申請の義務化が直前に迫っており、県民の皆さんの関心や不安は一層高まってくると予想されます。令和6年2月17日（土）には、日本司法書士会連合会主催で全国にて一斉に相談会を開催予定です。長野県におきましても県下4会場（長野市、上田市、松本市、伊那市）にて、相続・遺言の相談会を開催予定です。

今後も県内各地で面談による相談会を開催するとともに、当会が提供する色々な相談を周知するための広報を行いながら県民の皆様への法的サービスの

提供に努めてまいります。